

第3期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
平成29(2017)年度

第8期川崎市男女平等推進審議会
ヒアリング結果報告書

平成30(2018)年12月

川崎市

はじめに

平成 27(2015)年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、同年 12 月には国の第 4 次男女共同参画基本計画が策定され、地方公共団体は、男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野における女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等を推進するために、地域の現状を踏まえた施策に取り組むことが、より一層求められています。

川崎市では、平成 13(2001)年に、「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行し、平成 16(2004)年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。また、平成 30(2018)年 3 月には「第 4 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下「第 4 期行動計画」という。）を策定して、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指し、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第 9 条に基づく年次報告書として、第 3 期川崎市男女平等推進行動計画の平成 29(2017)年度における実施状況や今後の課題、また、川崎市男女平等推進審議会が行動計画の更なる推進に向けて実施したヒアリング調査の結果（評価と提言など）について取りまとめたものです。

「男女平等のまち・かわさき」の実現のためには、行政がこうした実施状況や課題を踏まえて取組を進めていくことはもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、連携して取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

平成 30(2018)年 12 月

目 次

I 第3期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書 平成29(2017)年度

1	第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図	1
2	第3期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について	3
3	平成29(2017)年度進捗状況調査	
	(1) 調査概要	17
	(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について	18
	(3) 各局本部(室)区男女共同参画推進員による評価について	20
4	個別事業の進捗状況について	22

II 第8期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

1	趣旨	80
2	平成29(2017)年度の対象テーマ	80
3	実施概要	80
4	結果の取扱い	81
5	ヒアリング結果による評価と提言	82
6	ヒアリング結果概要	86
7	川崎市男女平等推進審議会について	97

【参考資料】

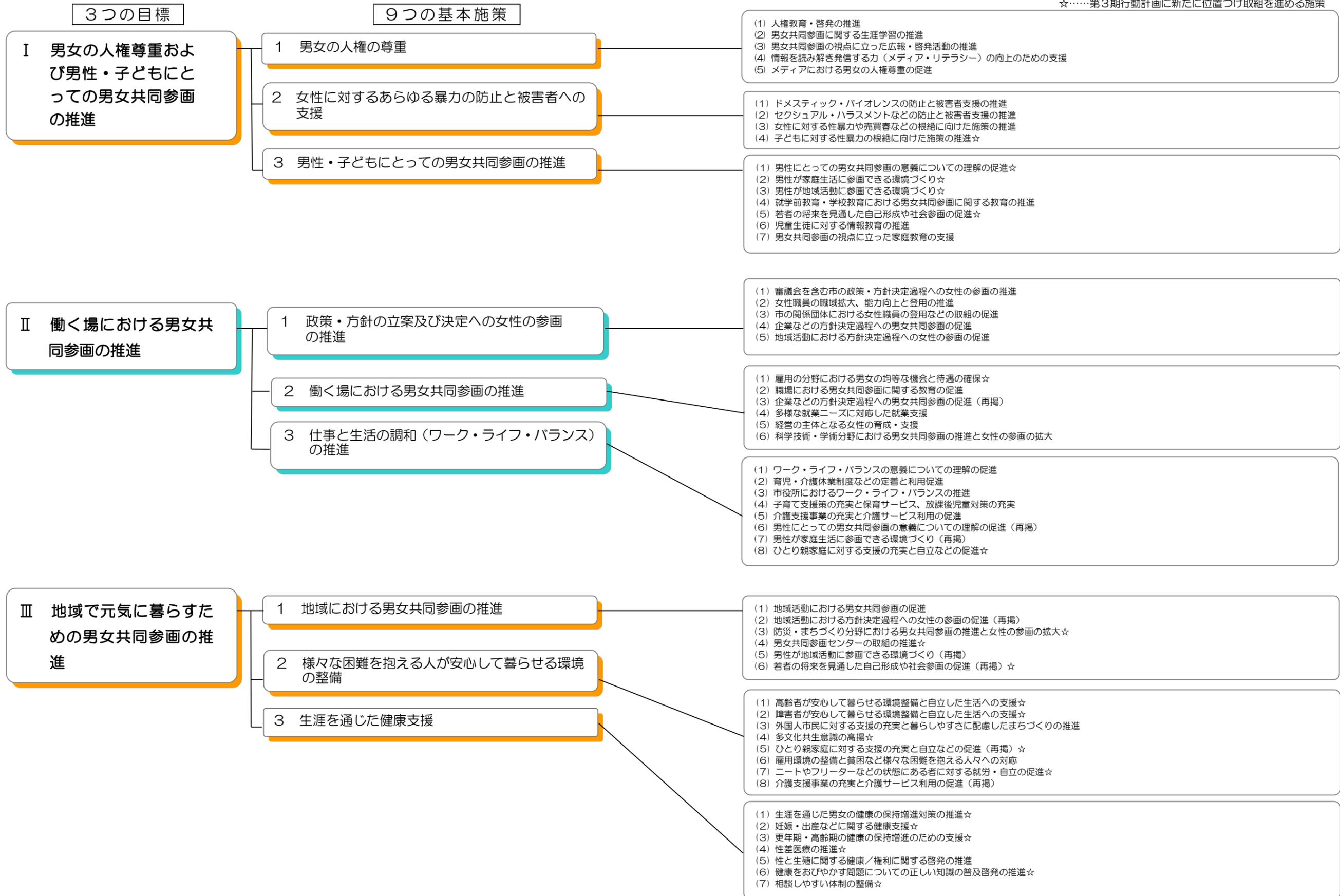
平成 29(2017)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート 〔様式 1〕	100
平成 29(2017)年度男女共同参画推進員による評価シート 〔様式 2〕	101
男女平等かわさき条例	102

I 第3期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
平成29(2017)年度

1 第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

施策

☆……第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める施策



2 第3期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

I-1

各事業の所管課による自己評価（22 ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）及び、施策の進捗状況を把握する上で参考となる数値の調査（数値指標調査）の結果等を踏まえ、第3期行動計画の平成29(2017)年度進捗状況について、目標ごとにまとめました。

目標 I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進 (主な取組状況、課題及び今後の方向性)

(基本施策1「男女の人権の尊重」)

6月の「川崎市男女平等推進週間」では、市内4箇所パネル展示を行ったほか、男女共同参画センターでは、男女共同参画を身近に感じるイベントとして、市民や市民団体と協働して「すくらむ21まつり」を開催し、3,527名の参加がありました。市民が男女共同参画について考える機会となるよう、引き続き、川崎市男女平等推進週間を通じて広報・啓発活動を推進することが重要です。

企業における性の多様性についての理解を促進するため、11月には本市初の取組として「企業向けLGBT」セミナーを開催し、市内企業経営者など55名の参加がありました。また1月には性的マイノリティをテーマとした映画上映会やトークショーを内容とする「ピープルデザインシネマ2018」を開催し、上映会終了後は性的マイノリティ当事者・家族・支援者による「情報共有ルーム」を設置しました。性的マイノリティの人権を尊重する視点から、今後も市民、企業や市職員向けに啓発活動を実施する必要があります。

(基本施策2「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」)

九都県市共同でキャッチフレーズ（「言い訳にしない『好きだから』～ストップ デートDV」）を作成し、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてデートDV予防啓発を実施しました。期間中は、キャッチフレーズを印刷したしおりを市図書館など公共施設等において配架し、川崎駅河川情報掲示板・広報コーナーなどで展示・広報を行いました。また、昨年度から引き続き、市内高校・大学・専門学校でデートDV予防啓発ワークショップを実施し、計551名の参加があり、受講後のアンケートでは、デートDVに対する理解が深まったといった声が把握されました。JKビジネスやアダルトビデオ出演強要など、近年女性に対する暴力は複雑化しており、次年度以降も「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの機会を捉え、女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発を推進していくことが重要です。

(基本施策3「男性・子どもにとっての男女共同参画の推進」)

男女共同参画センターが主催するイクメン研究所では、祖父となった男性の孫育て促進を支援することを目的に「ソフリエ認定講座」を全4回開催し、計19名の参加がありました。講座では、子育ての在り方の変遷や子どもの健康・安全に関する講義などの座学に加え、孫と参加できるワークショップの時間を設けるなど、参加者が主体的に子どもの成長を考える内容としました。引き続き、男性が参加しやすい講座開催などを通じて、男性の積極的な家庭生活への参加を促進することが必要です。

学校教育における男女共同参画に関する教育の推進として、今年度も市内小学3年生及び教職員を対象に、男女平等参考資料「自分らしくかがやく」を配布し、男女平等に対する意識の向上に努めました。今後は教員を対象としたアンケート結果を踏まえ内容の検討等を行うなど、生徒一人一人が個人の尊厳と男女平等の意識を育む教育の継続的な推進を図ることが重要です。

I-2

第3期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び、施策の進捗状況を把握する上で参考となる数値をまとめました。

※内容は平成29年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、平成30年4月1日現在のものです。

基本施策-1 男女の人権の尊重

(1) メディア等での情報発信

- ・新聞、ラジオ（イッツコム等）、タウン誌、インターネット、男女共同参画センター発行の情報誌「すくらむ」（年3回、各5,000部作成）など、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施しました。
- ・第3期行動計画や年次報告書等を市ホームページ内の男女平等施策のページにて公表しました。
- ・女性が家庭、職場、地域等で活躍するための事業や取組を取りまとめた「かわさき女性応援ページ」を市ホームページで公開し、適宜情報を更新しました。
- ・男女共同参画センターのホームページにより、施設紹介、講座・イベントの案内や相談・支援等についての情報提供を実施しました。

ホームページアクセス件数

	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
川崎市男女平等施策のホームページ	13,282件	10,338件	10,018件
男女共同参画センターのホームページ	114,488件	96,890件	85,977件

【市民文化局人権・男女共同参画室】

【出典 川崎市男女共同参画センター平成27(2015)年度～平成29(2017)年度事業報告書】

●川崎市男女平等施策のページ

(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

・かわさき女性応援ページ

(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-8-0-0-0-0-0-0-0.html>)

●男女共同参画センター（すくらむ21）のホームページ

(<https://www.scrum21.or.jp/>)

すくらむ21

検索

(2) 市の広報資料における表現の点検

- ・広報資料の作成において男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう、「公的広報の作成に関する表現の手引」（以下「手引」という。）を配布し、各局本部(室)区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。
- ・市内の男女共同参画推進連絡会議や広報広聴主管会議において、各局本部(室)区の担当者に対し、手引に基づいた広報の実施について周知しました。
- ・広報物作成を業者に委託する場合も行政が作成する場合と同様に、「手引」に沿って作成するよう委託業者に説明し、依頼するよう周知を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策－2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(1) 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の推進

DV防止対策や被害者支援を具体的に推進するために策定された「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、裁判所、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を8月に開催し、DV被害者支援の状況の情報提供や意見交換等を行い、効果的な被害者支援に向けて緊密かつ円滑な連携に努めました。なお、平成28(2016)年度から裁判所がオブザーバーとして参加しています。

【こども未来局】

(2) DV相談件数

	DV相談支援センター（総合相談窓口）における相談件数	区役所におけるDV相談件数	男女共同参画センターにおけるDV相談件数	人権オンブズパーソンにおけるDV相談件数	DV相談総件数
H25(2013)年度	—	905件	501件	49件	1,455件
H26(2014)年度	—	712件	389件	45件	1,146件
H27(2015)年度	—	698件	407件	30件	1,135件
H28(2016)年度	133件	751件	339件	25件	1,248件
H29(2017)年度	249件	952件	311件	24件	1,536件

【こども未来局】

【出典 人権オンブズパーソン平成29(2017)年度 報告書、川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度事業報告書】

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護件数

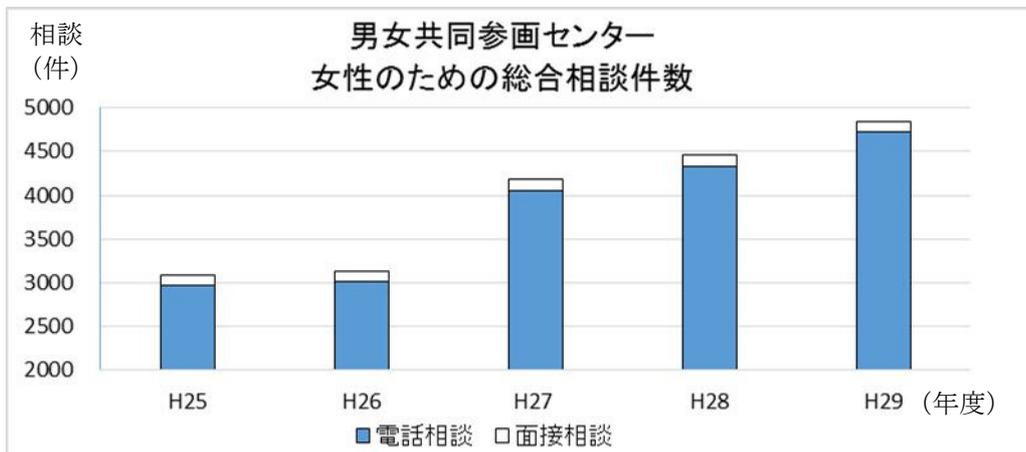
	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
一時保護件数	53件	36件	34件	30件	34件

【こども未来局】

(4) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計	うちDV相談
H25(2013)年度	2,970件	117件	3,087件	501件
H26(2014)年度	3,016件	112件	3,128件	389件
H27(2015)年度	4,057件	126件	4,183件	407件
H28(2016)年度	4,333件	129件	4,462件	339件
H29(2017)年度	4,731件	111件	4,842件	311件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成25(2013)年度～平成29(2017)年度事業報告書】



(5) DVをなくすための啓発活動

DV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」のパンフレットに広報を掲載したほか、若年層を対象にデートDVを予防・啓発することを目的として、デートDV予防啓発講座を市内の高校、専門学校、大学で計7回実施し551名の参加がありました。

九都県市共同で、デートDV未然防止キャッチフレーズ（「言い訳にしない『好きだから』～ストップデートDV～」）を作成し、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、キャッチフレーズを印刷したしおりを市図書館等で配布するなどの啓発活動を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(6) 緊急一時保護施設への財政支援の状況

市内でDV被害者等のための一時保護施設を運営する民間団体が安定的・継続的に活動できるよう、1施設当たり500万円を補助しました。

【こども未来局】

(7) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、支援物資の募集を行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計2,952点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通じて、DV被害者の方へ提供しました。物資の提供者には、お礼状や情報誌「すくらむ」を配布しました。

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
支援物資数	3,250点	3,678点	2,003点	2,254点	2,952点

【出典 川崎市男女共同参画センター平成25(2013)年度～平成29(2017)年度事業報告書】

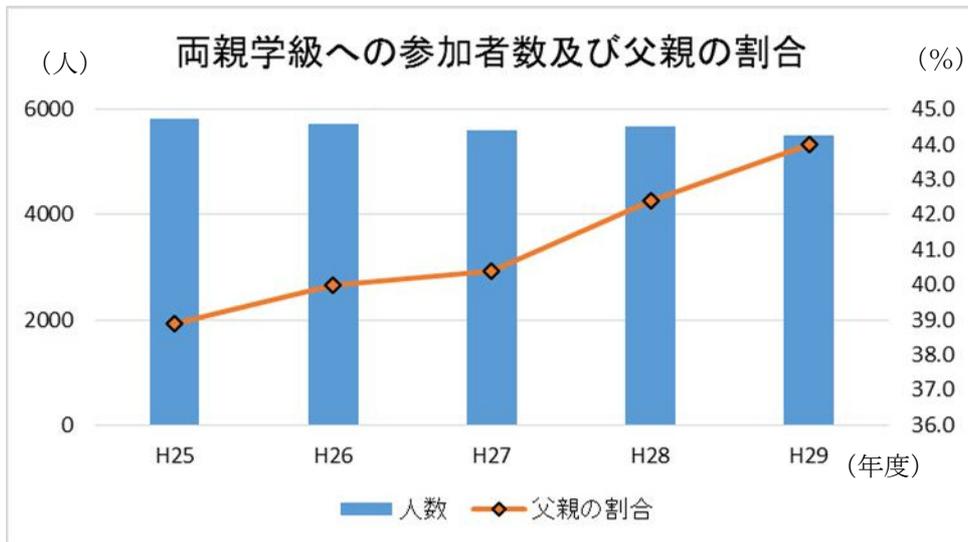
基本施策－3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

(1) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
開設回数		100回	99回	103回	118回	118回
開設延日数		272日	256日	254日	270日	270日
参加者数	総数	5,826人	5,731人	5,601人	5,671人	5,513人
	うち父親	2,266人	2,290人	2,264人	2,405人	2,426人
受講者延べ数		10,285人	10,569人	10,266人	9,541人	8,992人

【こども未来局こども保健福祉課】



II-1

各事業の所管課による自己評価（40 ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）及び施策の進捗状況を把握する上で参考となる数値の調査（数値指標調査）の結果等を踏まえ、第3期行動計画の平成29(2017)年度進捗状況について、目標ごとにまとめました。

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進 (主な取組状況、課題及び今後の方向性)

(基本施策1「政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進」)

川崎市審議会等委員における女性の参加比率は、平成28(2016)年度の31.3%から、平成29(2017)年度は31.9%と0.6ポイント向上しました。前年度に引き続き、改選を行う審議会等における女性委員の増員を目的とした「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」を実施し、女性参加促進を働きかけました。キャンペーン実施結果を踏まえ、今後も審議会等委員への女性の参加比率向上に向けた効果的な取組を検討・実施していく必要があります。

市役所における管理職（課長級）職員に占める女性比率は、平成28(2016)年度の18.2%から、元県費教職員の移行等も影響し、平成29(2017)年度は23.3%と5.1ポイント向上しました。女性職員のキャリア形成支援として、平成29(2017)年度は、メンター制度の試行実施や、先輩職員と若手職員の意見交換会を実施しました。「川崎市女性活躍指針一般事業主行動計画」に基づき、引き続き、女性職員の登用や、働きやすい環境づくりに取り組むことが重要です。

(基本施策2「働く場における男女共同参画の推進」)

男女共同参画センターでは、過去30年間にわたる女性の就業率の推移や近年の市民のワーク・ライフ・バランスに係る意識の変化などのデータを用いて、川崎市の女性の活躍状況をわかりやすくまとめた「女性の働き方の30年 かわさきの男女共同参画DATA BOOK」を作成しました。女性活躍やワーク・ライフ・バランスなど働く場における男女共同参画の推進に向け、引き続き、冊子等を活用した情報提供を行うことが必要です。

中小企業に勤務する女性のキャリアアップを後押しすることを目的に、男女共同参画センターでは、「女性リーダー養成講座 ワンランクアップ！私の仕事術」を連続5回講座として開催し、延60名が参加しました。将来管理職を目指す意欲の高い参加者が集まり、講座では、参加者同士が悩みや課題を共有するなど、キャリアアップに向けた女性同士のコミュニケーションの場ともなりました。企業等における女性の管理職の割合は、平成29(2017)年度現在7.3%に留まっており（平成29年度版川崎市労働白書）、引き続き、女性のキャリアアップ支援の推進が必要となっています。

(基本施策3「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」)

市役所(市長事務部局)における男性職員の育児休業取得者の割合は、平成28(2018)年度の7.4%から、平成29(2017)年度は11.0%と向上し、「平成30(2018)年度までに10%」という目標を達成することができました。引き続き、男性職員の育児休業者割合が向上していくよう、庁内イントラネットシステムでの広報やガイドブックの配布を通じて育児休業取得の促進に努めていく必要があります。

平成29(2017)年度3月に策定した「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき、平成29(2017)年度は、長時間労働の是正に向けた時間外勤務の事前手続きの徹底や時差勤務の試行実施に取り組みました。長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男女一人一人のワーク・ライフ・バランスが推進されることは、男女共同参加社会の実現の基盤であり、市内での好循環を生み出すためにも、引き続き、市役所が率先して取り組んでいくことが重要です。

II-2

第3期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び、施策の進捗状況を把握する上で参考となる数値をまとめました。

※内容は平成29年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、平成30年4月1日現在のものです。

基本施策-1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

(1) 川崎市における審議会等への女性の参加比率

数値目標：①審議会等委員の女性比率が平成30(2018)年度までに、40%となるようめざす。

②女性委員ゼロの審議会等をなくす。

③委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30%とする。

(各年 6月1日現在)	審議会 等の数	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性委員の 参加比率①	女性委員ゼロ の審議会等の 数②	委員が男女ほぼ同数 で構成されている審 議会等が全体に占め る割合③
H25(2013)年度	227	3,221	990	30.7%	8	27.3%
H26(2014)年度	239	3,381	1,064	31.5%	14	26.8%
H27(2015)年度	231	2,973	870	29.3%	16	27.3%
H28(2016)年度	253	2,991	936	31.3%	20	36.8%
H29(2017)年度	271	3,192	1,017	31.9%	24	34.7%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 市役所における女性の管理職登用状況

①市の役付職員に占める女性比率

数値目標：平成30(2018)年度までに、課長級25%を目標とする。

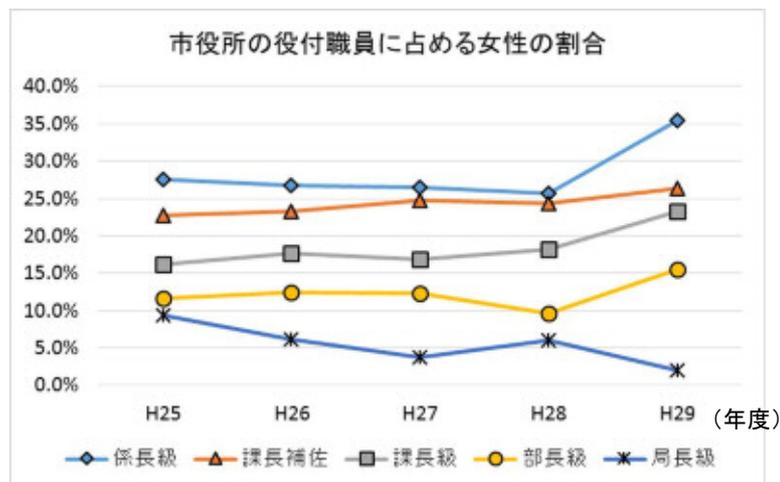
	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
H25(2013)年度	34.1%	27.5%	22.8%	16.2%	11.6%	9.4%
H26(2014)年度	34.2%	26.8%	23.3%	17.7%	12.4%	6.1%
H27(2015)年度	34.5%	26.5%	24.7%	16.8%	12.3%	3.8%
H28(2016)年度	34.6%	25.7%	24.4%	18.2%	9.6%	6.0%
H29(2017)年度	42.2%	35.5%	26.4%	23.3%	15.5%	2.0%

※各年4月1日現在

※比率=各役付の女性職員数/各役付職員の総数×100

平成29(2017)年度数値は県費から市費に移行した教職員分を含む。

【女性職員比率出典：川崎市職員の人事に関する統計報告平成25(2013)年～平成29(2017)年
管理職登用状況：総務企画局人事課】



②校長・教頭の女性比率

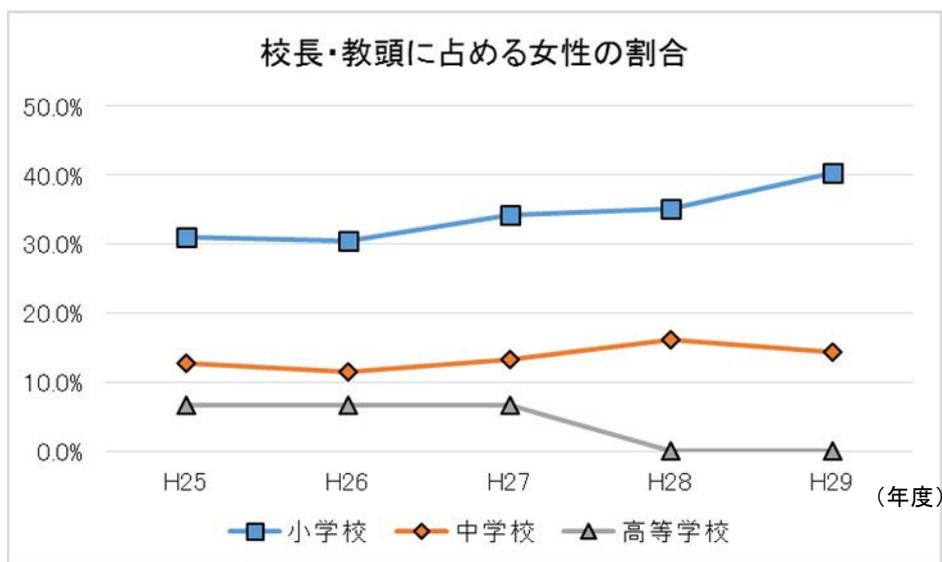
数値目標：平成 30(2018)年度までに、校長・教頭あわせて小学校で 35%、中学校で 18%を目標とする。

区 分		H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
小学校	校長	28.3%(32/113)	29.2%(33/113)	29.2%(33/113)	27.4%(31/113)	28.3%(32/113)
	教頭	33.6%(38/113)	31.9%(36/113)	38.9%(44/113)	42.5%(48/113)	52.2%(59/113)
中学校	校長	9.8%(5/51)	9.6%(5/52)	11.5%(6/52)	15.4%(8/52)	15.4%(8/52)
	教頭	15.7%(8/51)	13.5%(7/52)	15.1%(8/53)	17.0%(9/53)	13.2%(7/53)
高等学校	校長	20.0%(1/5)	20.0%(1/5)	20.0%(1/5)	0.0%(0/5)	0.0%(0/5)
	教頭	0.0%(0/10)	0.0%(0/10)	0.0%(0/10)	0.0%(0/10)	0.0%(0/9)

※各年 4 月 1 日現在

() = 女性校長又は教頭の数 / 校長又は教頭の数 (定時制高校の教頭含む)

【教育委員会事務局教職員人事課】



※校長・教頭の女性比率 = 上の表における女性校長及び教頭の数 / 校長及び教頭の数

(3) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(参加 44 団体)を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・川崎市男女平等推進審議会からの答申「男女共同参画社会実現に向けた市、市民、事業者とのネットワークの検証と活用について」に基づき、平成 29(2017)年度は前年度から引き続き「男女共同参画からみた女性の活躍推進」を年間のテーマに設定しました。
- ・テーマに基づき、情報収集や発信、フォーラムや全体会議での講演会の開催を行いました。
- ・男女平等かわさきフォーラムは、市民が身近に男女共同参画について考える機会となるよう、落語家の春風亭かの子さんを講師として招き、「自分らしくかがやくために～私のワーク・ライフ・バランス～」をテーマに、落語を交えた講演をしていただきました。
- ・全体会議では、キリン株式会社人事総務部多様性推進室長を講師として招き、神奈川県男女共同参画センターと共催で「かながわ女性の活躍応援団」啓発講座を実施しました。

参加団体 (44 団体) 平成 29(2017)年 4 月現在

- | | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 川崎商工会議所 | (23) 専修大学 |
| (2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会 | (24) 日本映画大学 |
| (3) 川崎工業振興倶楽部 | (25) ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (4) 川崎市工業団体連合会 | (26) ガールスカウト川崎市連絡会 |
| (5) セレサ川崎農業協同組合 | (27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟 |
| (6) 国際ソロプチミスト川崎 | (28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団 |
| (7) 国際ソロプチミスト川崎一百合 | (29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 |
| (8) 公益社団法人 川崎市医師会 | (30) 川崎市レクリエーション連盟 |
| (9) 公益社団法人 川崎市病院協会 | (31) 川崎地域連合 |
| (10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会 | (32) 川崎市全町内会連合会 |
| (11) 公益社団法人 川崎市獣医師会 | (33) 川崎市 P T A 連絡協議会 |
| (12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会 | (34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 |
| (13) 公益社団法人 川崎市看護協会 | (35) 川崎人権擁護委員協議会 |
| (14) 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
川崎市支部連合会 | (36) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会 | (37) 川崎市地域女性連絡協議会 |
| (16) 川崎市美容協議会 | (38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 |
| (17) 川崎市美容連絡協議会 | (39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| (18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 | (40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 |
| (19) 川崎市立小学校長会 | (41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター |
| (20) 川崎市立中学校長会 | (42) 川崎市総合文化団体連絡会 |
| (21) 川崎市立高等学校長会 | (43) 昭和音楽大学 |
| (22) 川崎市特別支援学校長会 | (44) 田園調布学園大学 |

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策－2 働く場における男女共同参画の推進

(1) 川崎市新規採用職員に占める女性の割合

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
女性	37.1%(155人)	43.1%(219人)	50.6%(273人)	43.1%(230人)	50.4%(442人)
男性	62.9%(263人)	56.9%(289人)	49.4%(266人)	56.9%(304人)	49.6%(435人)

【出典 川崎市職員の人事に関する統計報告 平成26(2014)年～平成30(2018)年】

(2) 男女共同参画センターでの女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

- ・「再就職一歩手前！支援セミナー（計2回）」、「再就職したい女性を応援！パソコン講座（計35回）」のほか、「育休ママとパパのための職場復帰セミナー&カフェ（計2回）」「育休後カフェ（計3回）」を開催しました。職場復帰セミナーでは、女性（母親）だけを対象とせず、男性（父親）も参加対象としています。
- ・キャリアカウンセラーによる再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談については、前年度に引き続き1日4枠、原則月3日実施しました。年間を通じ123回実施し、計72名に、キャリアカウンセリング、面接対策、職務経歴書の書き方などについて相談支援を実施しました。
- ・川崎市就業支援室キャリアサポートかわさきによる出張相談が昨年度までで終了したことをうけ、既存の個別キャリア相談の枠組みをアレンジした、グループ相談を試行的に4回実施しました。グループ相談は、再就職・転職・就労継続を考える女性同士が、お互いの思いや経験を分かち合い、前向きに自身のキャリア形成について考える機会を提供することを目的とし、計9名の参加がありました。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29（2017）年度事業報告書】

基本施策－3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(1) 市役所における男性の育児休業取得状況（施策2）

数値目標：平成30(2018)年度までに、配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合10%をめざす。

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
割合 (人数)	5.9% (9/152)	7.3% (12/164)	6.1% (10/165)	7.4% (11/148)	11.0% (17/154)

※市長事務部局

() = 育児休業を取得した男性職員数 / 配偶者が出産した男性職員数 【総務企画局人事課】

(2) 市役所における男女別介護休業取得者の人数

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
女性	2人	3人	3人	1人	3人
男性	0人	3人	1人	1人	2人

(3) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
平均取得 日数	12.6日	12.6日	12.9日	13.2日	13.8日

【総務企画局人事課】

(4) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

	20%未満	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80% 以上	無回答
事業所 (741)	162 21.9%	34 4.6%	124 16.7%	76 10.3%	97 13.1%	72 9.7%	57 7.7%	93 12.6%	26 3.6%

※事業所数及び全体に占める割合

【出典 平成 29 (2017) 年度版 川崎市労働白書】

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・国、神奈川県・県内政令指定都市が連携し、「経営戦略としての働き方改革」をテーマに、企業の人事・労務担当者等を対象とした講演会を開催しました。
- ・市役所内において、6月、8月、11月、12月に「ワーク・ライフ・バランスデー」として、一斉定時退庁を実施しました。

市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実績

実施日	6月30日	8月2日	11月2日	1月26日
定時退庁率	94.9%	97.2%	95.2%	94.9%

(※市長事務局) 【総務企画局人事課】

(6) 子育て支援施設の概況

- ・川崎市の平成 29(2017)年 4月 1日現在の保育所数(小規模含む)は 387 か所です。在籍児童数は 2万 6,999 人と、前年度比で 7.9%増加しました。
- ・市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が一定の基準に基づき認定し運営費等の助成を行う川崎認定保育園(平成 25(2013)年 4月から開始)、低年齢児(0~2歳児)を対象とした小規模のおなかま保育室、地域保育園などがあります。
- ・小学 1年生から 6年生を対象に、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内の全ての公立小学校に設置しています。

	年度	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
保育所の概況	施設数	221	241	316	348	387
	在籍人員	19,227	20,785	23,033	25,022	26,999
	待機者	438	62	0	6	0
わくわくプラザの 利用状況	設置数	113	113	113	113	113
	在校児童数	70,402	71,132	71,386	72,041	72,682
	登録児童数	32,826	33,549	34,569	35,323	36,106
	登録率	46.6%	47.2%	48.4%	49.0%	49.7%

【保育所の概況：こども未来局保育課

わくわくプラザの利用状況：こども未来局青少年支援室】

Ⅲ-1

各事業の所管課による自己評価（62 ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）及び、施策の進捗状況を把握する上で参考となる数値の調査（数値指標調査）の結果等を踏まえ、第3期行動計画の平成29(2017)年度進捗状況について、目標ごとにまとめました。

目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進 (主な取組状況、課題及び今後の方向性)

(基本施策1「地域における男女共同参画の推進」)

男女共同参画センターの認知度拡大と、地域における男女共同参画理解の促進を目的として、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした「ほっと・はっと・ミュージカル」を男女共同参画センターで開催しました。当日は、乳幼児や保護者が一緒に楽しめる「おと絵がたり」による昔話の上演や、パープルリボンなど人権啓発のシンボルであるアウェアネスリボンを参加者一人一人が貼り付けることができる形式で展示した「アウェアネスリボン展示」を行い、計206名の参加がありました。引き続き、幅広い世代を対象にしたイベントを開催し、地域に根差した男女共同参画意識の向上を図ることが重要です。

男女共同参画の視点に立った防災体制の構築を目指し、平成29(2017)年度も、男女共同参画センターはJKB（女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト）と連携しながら、地域の防災訓練等において、男女共同参画の視点からの防災・減災をテーマとした展示や講座を実施しました。展示や講座を実施する際は、アンケート調査を行い、アンケート結果から、「家族に必要な7日間の食料、水の準備」「災害時の簡易トイレや衛生用品の準備」に取り組んでいる方が多いことが把握されました。一方で、「防災用品は一度備えたものの、見直しができていない」といった声が聞かれ、引き続き防災・減災の自助力を高める防災啓発や男女共同参画の視点に立った避難所運営の推進が必要です。

(基本施策2「様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」)

男女共同参画センターでは、ひとり親家庭等を対象に離婚に対する法律知識や養育費や面会交流の取り決め方を学ぶ法律講座を実施しました。講座は男女それぞれを対象に実施しており、正しい法律知識を無料で学べる機会として、引き続き広報を行いながら実施していくことが求められます。

外国人市民の母子健康の充実に向けて、各区では9か国語に対応した母子健康手帳の交付や、通訳ボランティアの活用を通じて、外国籍女性の子育て支援に取り組んでいます。外国人市民が、日本人市民と同様に母子保健サービスを受け、安心して出産・育児を行えるよう、継続的な支援の実施が必要です。

(基本施策3「生涯を通じた健康支援」)

ライフステージに応じた女性の健康増進と予防に向けて、男女共同参画センターでは、乳がん当事者による治療の現状や体験を交えたお話、ホルモンバランスの整え方といったセルフケアなどを内容とする、女性の健康に関する講座を開催しました。生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、男女の健康の保持・増進に向けた正しい知識の普及を推進していくことが必要です。

Ⅲ-2

第3期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び、施策の進捗状況を把握する上で参考となる数値をまとめました。

※内容は平成29年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、平成30年4月1日現在のものです。

基本施策-1 地域における男女共同参画の推進

(1) 町内会・自治会の会長に占める女性の割合

	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
女性の割合	7.6%	8.5%	9.4%	9.9%	10.2%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) PTA会長に占める女性の割合

	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
女性の割合	10.5%	10.5%	11.7%	12.3%	12.2%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(3) 消防団員に占める女性の割合

	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
女性の割合	6.8%	7.2%	7.2%	7.5%	7.4%

【出典 平成24年～平成28年消防年報】

(4) 男女共同参画センターの施設利用状況

	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
利用件数	5,084件	5,355件	5,415件	5,427件	5,001件
利用者数	114,167人	142,722人	148,506人	147,502人	150,836人

※平成23(2011)年は東日本大震災に伴うホール閉鎖により、利用者が減少した。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成25(2013)年度～平成29(2017)年度事業報告書】

(5) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	
講座・研修数	186	135	117	120	104	
開催回数	318	257	159	164	175	
参加者延べ人数	女性	2,628(82.3%)	1,772(78.7%)	1,210(81.9%)	1,262(83.2%)	1,280(79.3%)
	男性	566(17.7%)	480(21.3%)	267(18.1%)	255(16.8%)	335(20.7%)

【出典 川崎市男女共同参画センター平成25(2013)年度～平成29(2017)年度事業報告書】

(6) 男女共同参画センターによる出前講座及び研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、地域の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。平成 29(2017)年度依頼の多かったテーマは、男女共同参画の視点からの防災やキャリア支援でした。

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
出前講座及び研修 件数	13 件	13 件	16 件	11 件	15 件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度事業報告書】

基本施策－2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 自立や就労に課題を抱える若年者を対象とした支援

厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える 15 歳から 39 歳までの若年者を対象に、キャリアコンサルタント等による個別相談や「働く」ことに対する不安や悩みを解消していくことを目指したセミナーなど事業を実施しました。

	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度
登録者数	352 人	427 人	449 人	386 人	329 人
進路決定者数	203 人	236 人	277 人	285 人	172 人

【経済労働局労働雇用部】

基本施策－3 生涯を通じた健康支援

(1) がん検診等の受診率

	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度
子宮がん※	21.6%	26.2%	27.9%	24.5%	23.9%
乳がん	19.1%	22.2%	24.7%	21.1%	19.0%
骨粗しょう症	4.9%	4.4%	4.1%	3.4%	4.0%

※子宮がん検診は基本的には頸部の細胞診であるが、医師が必要と認めた場合にのみ体部の細胞診も実施している。
頸部と体部合わせて子宮がん検診の受診率を算出している。

【健康福祉局健康増進課】

3 平成 29(2017)年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、男女平等かわさき条例（川崎市条例第 14 号）第 9 条（※）に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検及び評価し、その結果を広く市民や事業者に公表するとともに、施策へ反映していくための資料とすることを目的としています。

※ 第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第 3 期行動計画」に掲げる事業を所管する全局本部（室）区

2 調査期間

平成 30(2018)年 2 月 28 日～平成 30(2018)年 3 月 23 日

3 調査方法

- ① 平成 29(2017)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート〔様式 1〕
(P. 100 参照)

内 容：各事業の所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画や課題について点検し、平成 29 年度における施策事業の達成度を 5 段階で自己評価しました。

達成度

- A 計画に基づいて事業を実施し、目標を大きく上回った
- B 計画に基づいて事業を実施し、目標を概ね達成できた
- C 計画に基づいて事業を実施したが、目標達成には課題がある
- D 計画に基づいた事業の実施ができていない・目標を達成できていない
- E 事業を実施していない

※ “目標” とは、行動計画に位置付けられた 3 つの目標を指します

達成度（数値目標がある場合）

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで 10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで 10%以内
- D 目標値達成まで 10%以上の開きがある
- E 実施していない

調査結果：概要 18 ページ～19 ページ、個別 22 ページ～79 ページ

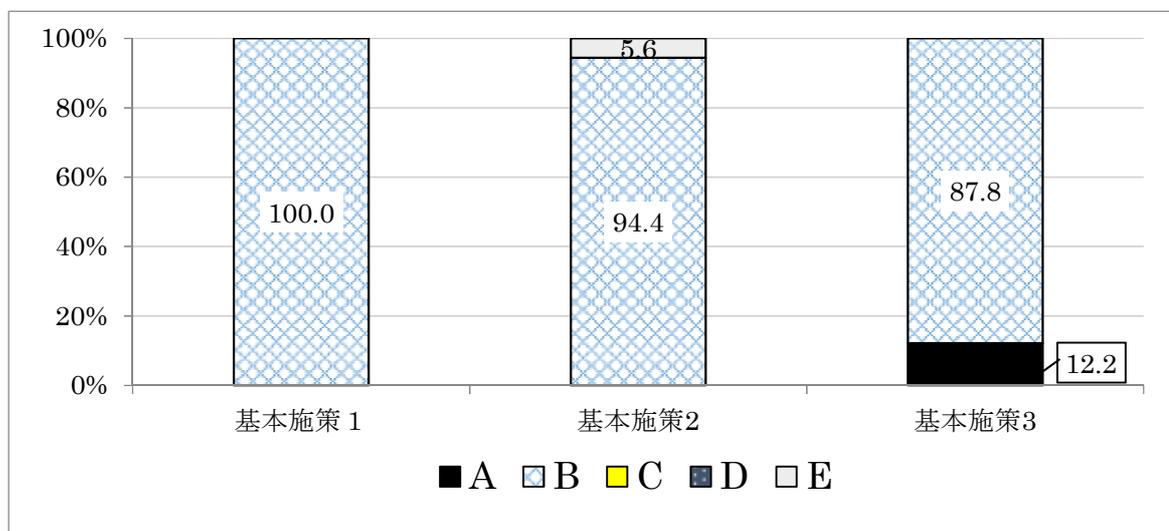
- ② 平成 29(2017)年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式 2〕(P. 101 参照)

内 容：各局本部（室）区の男女共同参画推進員による局内事業の確認と点検
調査結果：20 ページ～21 ページ

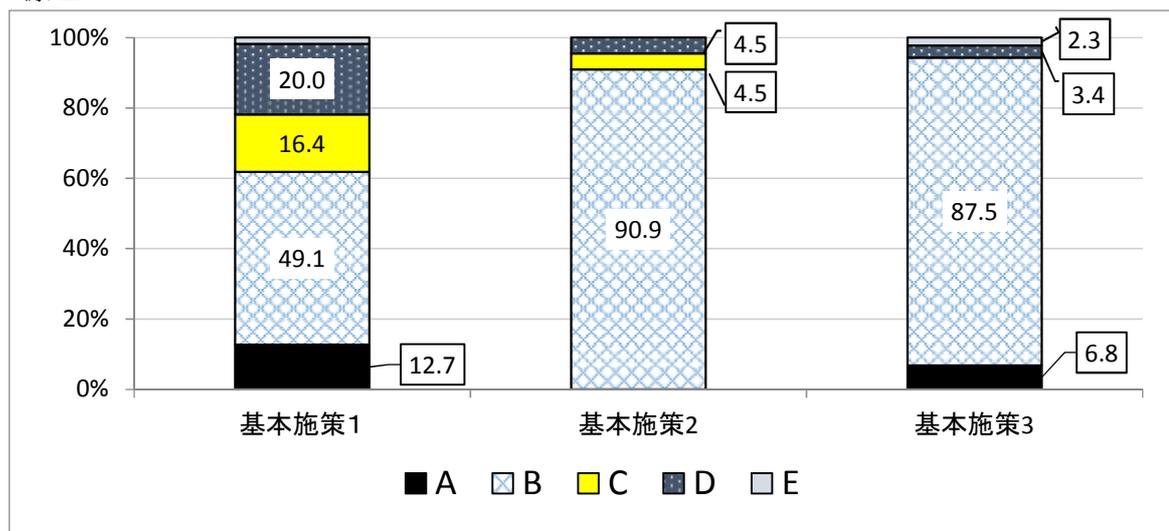
(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について

各所管課による事業の達成度を5段階で自己評価した結果を、基本施策ごとに、グラフにまとめました。

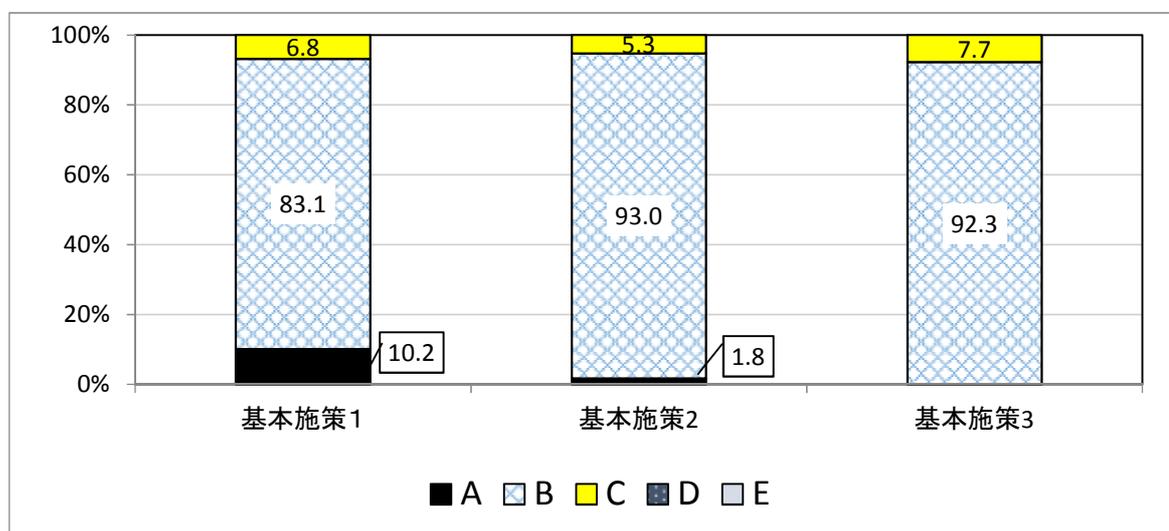
目標Ⅰ



目標Ⅱ



目標Ⅲ



所管課による各事業の進捗状況の自己評価（一覧）

		施策内容	事業数	達成度（％）				
				A	B	C	D	E
目標Ⅰ	基本施策 1	男女の人権の尊重	14	0	100.0	0	0	0
	基本施策 2	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	9	0	94.4	0	0	5.6
	基本施策 3	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	15	12.2	87.8	0	0	0
目標Ⅱ	基本施策 1	政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進	14	12.7	49.1	16.4	20.0	1.8
	基本施策 2	働く場における男女共同参画の推進	11	0	90.9	4.5	4.5	0
	基本施策 3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	25	6.8	87.5	0	3.4	2.3
目標Ⅲ	基本施策 1	地域における男女共同参画の推進	15	10.2	83.1	6.8	0	0
	基本施策 2	様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	17	1.8	93.0	5.3	0	0
	基本施策 3	生涯を通じた健康支援	10	0	92.3	7.7	0	0

※達成度（％）は「該当の達成度を選択した所管課の数÷平成 29(2017)年度に当該事業が存在した所管課の数」で算出しています。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

※達成度（％）は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

達成度をみると、全体で「A：計画に基づいて事業を実施し、目標を大きく上回った」「B：計画に基づいて事業を実施し、目標を概ね達成できた」が合わせて90.8%と高くなっており、計画どおり目標に向けて事業を推進していることが分かります。

一方で、目標Ⅱの基本施策Ⅰなど、数値目標がある施策では、「C：前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内」や「D：目標値達成まで10%以上の開きがある」が多くなっています。

(3) 各局本部（室）区男女共同参画推進員による評価について

今回の調査において、各局本部（室）区男女共同参画推進員に行動計画にある局本部（室）区内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進のために「配慮した」、「効果があった」、「その他に行った取組と成果」を「様式2」（P.101）により報告を受けました。

以下はその調査結果の抜粋になります。

【目標Ⅰ：男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・男女どちらかの意見に偏らないよう、幅広い意見を取り入れながら刊行物の作成・発行を実施した。【中原区役所】
- ・市政だより特集記事における職員の紹介等において、男女のバランスに配慮した内容とした【交通局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・開催日を土・日・祝日に設定し、働いている夫婦のいずれも参加しやすいよう配慮した。【こども未来局】
- ・事業の企画・実施にあたり保育を併設し、子育て中の男性女性それぞれの立場から参加しやすいプログラム作り、開催日の設定などに配慮した。【教育委員会事務局】

〈男女それぞれに事業の効果があった〉

- ・父母の両方を対象としたセミナーを開催し、子育て世帯において仕事と家庭生活の両立の重要性について意識啓発を図れるよう配慮したことで、参加者の男女双方から満足度の高い感想を得ることができた。【こども未来局】

【目標Ⅱ：働く場における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・審議会等の委員の選任について、女性プラスワンの取組の周知や選任前における局内への働きかけ等を行うことで、女性比率の向上が図られるようにした。【総務企画局】
- ・事業の企画・実施に当たり、男女共に参加できるようにした。【麻生区役所】
- ・研修の説明に進学や職業選択の指導において男女の差が生まれないよう配慮することの必要性を盛り込んだ。【教育委員会事務局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・上麻生隠れ谷公園及び末長高之面公園において、園路広場等のバリアフリー化整備を実施した。【建設緑政局】
- ・「2017 職員子育て応援ガイドブック」等を管理職会議や回覧によって周知し、男女ともに子育てに関われるように取り組んだ【交通局】

〈男女それぞれに事業の効果があった〉

- ・介護支援事業関係の講習会におけるアンケートから、男女双方とも評価の高い結果が得

られた【幸区役所】

- ・ガイドブックの配布や、階層別研修、新規職員採用時の研修等、様々な機会を通じて制度の周知を図り、職員の育児・介護等係る制度への意識や理解も年々変化してきている。【消防局】

【目標Ⅲ：地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・育休後の職場復帰を目指す方を対象としたセミナーで、父親も参加可能とした。【市民文化局】
- ・就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」の運営を行う際に、性別や年齢の視点に偏りが無いか確認した。【経済労働局】
- ・合同避難所運営会議において、女性の視点で避難所運営を行う必要性について説明し、運営委員に女性を起用することを促した。【宮前区役所】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・例年男性の参加希望者が多いことに鑑み、女性にも参加しやすいテーマでの啓発イベントを実施した。【健康福祉局】
- ・平日に参加しにくい男性保護者にも情報を共有できるよう配布資料を工夫した【高津区役所】
 - ・男女ともに参加していただけるよう、誰でも参加できることをちらしの配布や口コミによりPRした。活動はボランティア主体で実施しているが、適宜相談支援を行った他、新たな人材育成の際に男女ともに参加できるよう配慮した。【多摩区役所】
- ・アンケートを実施し、アンケート結果をもとに妊産婦からの様々なニーズに応えられるよう業務改善に努めた。【病院局】

〈男女それぞれに事業の効果があつた〉

- ・男性は女性に比べ地域活動に参加する割合が低いですが、男性の参加割合は徐々に高くなってきている。【川崎区役所】

達成度

- A 計画に基づいて事業を実施し、目標を大きく上回った
- B 計画に基づいて事業を実施し、目標を概ね達成できた
- C 計画に基づいて事業を実施したが、目標達成には課題がある
- D 計画に基づいた事業の実施ができていない・目標達成できていない
- E 事業を実施していない

数値目標がある事業の達成度

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並みもしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

数値目標がある事業：事業番号33、34、35、36、38、39、59

事業番号	計画における事業内容	平成29年度実績及び男女平等に配慮した点	年度ごとの達成度			今後の方向性	平成30年度計画、事業の課題	4期行動計画事業番号	所管	
			年度	達成度	達成度を選択した理由					
I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進										
1 男女の人権の尊重										
①人権教育・啓発の推進										
1	・性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	【男女平等に配慮した点】	H26			-	-	-	-	-
			H27							
			H28							
			H29							
			H30							
		【男女平等に配慮した点】	H26							
			H27							
			H28							
			H29							
			H30							

第3期計画は平成30年度までの期間であったが、女性活躍推進法の施行に伴い、「女性活躍推進計画」を含めた形式で第4期計画を平成30年度から4年間の計画期間として策定したため、達成度は斜線とした。

達成度を選択した理由は、達成度「B」以外の場合には必ず記入。

今後の方向性

- 1 充実
- 2 現状維持
- 3 縮小
- 4 終了
- 5 その他(事業の見直しなど)